

る。

第四章 申告並びに申請

第五十七條 地方税法施行規則第四條第四項の規定による届け出は、別記第二十號様式によらなければならぬ。

第五十九條 個人又は營利法人が營業を開始、譲渡及び廢止又は設立、合併及び解散したときは、その事由を

記載した申告書を別記第二十一號様式により直ちに知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

前項の申告書に記載した事項及び納稅義務者に異動があつたとき、又は納稅義務が消滅したときも同じく申告しなければならない。

第六十條 鐵區稅、船舶稅、自動車稅、軌道稅、電話加入權稅、電柱稅、不動產取得稅、漁業權稅、狩獵者稅、電氣稅、（電氣事業者から供給を受ける電氣に對するものを除く。）木材引取稅及びラヂオ稅の納稅義務者は、

納稅義務發生の日から五日以内に別記第二十二號様式により直ちに所轄地方事務所長に提出しなければならない。

第六十二條 電氣稅の特別徵收義務者は、電氣料金額及び稅金額を記載した毎月分の申告書を翌月十五日までに自數及び稅金額を記載した毎月分の申告書を翌月十五日までに知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。但し、經營を廢止した場合は直ちに、危れを提出しなければならない。

第六十三條 地方税法第二十條第一項の規定により異議を申し立てた者は、違法又は錯誤があると認める要点及び理由、異議申立人の職業、住所及び年齢を記載し、これに署名、捺印した申立書及び證據書類を知事に提出しなければならない。

第六十四條 第五十五條の規定により納稅の延期を受けようとする者は、その事由を記載して納期内に知事に申請しなければならない。

第六十五條 誤納若しくは納付後ににおける減免又は地方税法第三十六條の規定により拂込み稅金に過納金があるときは、別記第三十四號様式による過納金還付申請書を、稅金を納付したことを證する書類を添付して、知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

第六十六條 地方税法第三十二條の規定による納稅管理人の設定又は變更に關する申告は、別記第三十五號様式により提出しなければならない。

第六十七條 詐偽その他不正の行為により縣稅を逋脱し、第五章 極則

乃至第三十三號様式により、鐵區、砂礫區、軌道、電話機、電柱、不動產、漁場及びラヂオ聽取機の所在地、產地、狩獵免許の等級、電氣の使用地、納稅義務者の住所地その他必要事項を記載した申告書を、知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

前項の申告書に記載した事項及び納稅義務者に異動があつたとき、又は納稅義務が消滅したときも同じく申告しなければならない。

第六十八條 地方税法施行規則第四條第四項の規定による届け出は、別記第二十一號様式によらなければならぬ。

第六十九條 地方税法第八十二條第二項の規定により審査をする吏員は、別記第三十六號様式によ

る検査證を携帯しなければならない。

2 前項の吏員が臨檢又は検査をするときは、納稅義務者若しくは代理人は、これに立會しなければならない。

第七十條 地方税法、同法施行令、同法施行規則及びこの条例により、知事又は地方事務所長に提出する書類はすべて所轄市町村長を經由しなければならない。

第七十一條 この条例に規定するものを除く外、この条例の執行について必要な事項は、知事において、これを定める。

第六章 附 則

第七十二條 この条例は公布の日からこれを施行する。

第七十三條 この条例は、昭和二十一年度分の県税（法人に対する營業税については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分又は同日以後における合併若しくは解散による分）からこれを適用する。但し、入湯税については、この条例公布の日からこれを適用する。

第七十四條 昭和二十一年度分以前の縣税については

なお從前の規定による。

第七十五條 昭和十五年鳥取縣條例第五號鳥取縣賦課徵收條例 及び昭和十二年鳥取縣條例第十號臨時鳥取縣賦課徵收條例、昭和十五年鳥取縣條例第六號鳥

取縣稅賦課徵收條例施行規則は、これを廢止する。

第七十六條 従前の規定により届け出、申告並びに申請をしたものは、この条例に抵觸しない限り、との條例により申告したものとみなす。

第七十七條 徵稅命令書、徵稅令書、徵稅傳令書及び督促状その他の用紙は、この条例の規定にかゝらず、當分の間なお從前の規定による様式のものを使用することができる。

第七十八條 昭和二十一年度分にして定期に賦課すべき左の縣税は、第八條の規定にかゝらず、左に掲げる賦課期日及び納期によりこれを賦課徵收する。

地租	賦課期日	納	期
家屋税	七月二十日より同月末日限り	八月一十七日より同月末日限り	

00122

營業稅	九月二十日より同月末日限り
鐵區稅	二月二十日より同月二十八日限り
船舶稅	一月二十日より同月末日限り
自動車稅	七月二十日より同月末日限り
軌道稅	七月二十日より同月末日限り
電話加入權稅	七月二十日より同月末日限り
電柱稅	七月二十日より同月末日限り
漁業權稅	七月二十日より同月末日限り
ヲヂオ稅	十一月二十日より同月末日限り

縣稅の賦課期目、課稅標準、賦課率又は賦課定額、納期及び納稅地

(表) 稅徵命令書

鳥取縣稅賦課徵收條例別記様式

第一號様式

用紙寸法 縦十八粋 橫十一粋

第 一 號	昭 和 年 度	縣 稅	郡 稅	市(町) (村)納	期 分
一金					
右金額徵收の上鳥取縣本 金庫に納付せられたい	昭 和 年 月 日	納 期 月 日 限 り			
(地方事務所長) 事 氏 名 印					

書令命額増減(表)

第二號様式

用紙寸法 縦十八粋 橫十一粋

第 二 號	昭 和 年 度	縣 稅	郡 稅	市(町) (村)納	期 分
一金					
右増(減)額する 昭 和 年 月 日 徵稅命令書第 號の内	昭 和 年 月 日	徵 稅 命 令 書 第 號 之 內			
(地方事務所長) 事 氏 名 印					

備考

- 一、毎に作成すること。
- 二、細目は別紙とすること。

00128

備 (裏) 評 譯 仕 达 挑

備考

一、拂込仕譯表は歳入科目の各自毎に區分、豫算書の順序に記載すること。

二、拂込仕譯表は領收済通知書及び領收證書の裏面に記載すること。

第七號様式 用紙寸法(縦十八厘のもの三枚接續)

00127

右 納付します	昭和年月日	昭和年月分
(特別徵收義務者)住 所(營業所所在地)	昭和年月日	昭和年月分
(名稱及び代表者氏名)印		
領收印	領收印	領收印
第一金 昭和年月日領收濟 (地方事務所長)事宛	第二金 昭和年月日領收濟 (地方事務所長)事宛	第三金 昭和年月日領收濟 (地方事務所長)事宛
納	納	納
税	税	税
昭和年月分	昭和年月分	昭和年月分
鳥取縣本金庫印	鳥取縣本金庫印	鳥取縣本金庫印

書知領收濟	領收印	
第一金 昭和年月日領收濟 (地方事務所長)事宛	第二金 昭和年月日領收濟 (地方事務所長)事宛	第三金 昭和年月日領收濟 (地方事務所長)事宛
納	納	納
税	税	税
昭和年月分	昭和年月分	昭和年月分
鳥取縣本金庫印	鳥取縣本金庫印	鳥取縣本金庫印

第八號様式 用紙美濃半紙

00128

命令書番號	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
知事(地方事務所長)宛	期分縣稅	稅滯納報告	郡(市)	村長氏名	名印
賦課額員人	徵收濟額	稅滯納額	稅滯納額	稅滯納額	稅滯納額
督促期同號	收入役手許保管額	督促發付月日	督促所定期	督促定期	督促定期
限定期同號	金庫へ拂込濟額	延滞金	延滞金	延滞金	延滞金
金額	手數料	至自月日	月日	月日	月日
延滞金	摘要	月日	日	日	日
人員差額員	滯納者	滯納者	滯納者	滯納者	滯納者
差額員	圓	圓	圓	圓	圓
立會人住所	氏名印	氏名印	氏名印	氏名印	氏名印

備考
各稅目毎に計をすること。

第九號様式 (用紙官製はがき又は私製はがき)

第一號	昭和年度	縣稅	稅
號	納	期	期
手數料	三〇〇	賦課日	納定期昭和年月日
督促			
延滞金			

納定期の翌日より税金百圓につき一日四錢の割合による金額。但し督促状の指定期限迄に税金及び督促手數料を完納しないときは延滞金を徴収金及び督促手數料を完納するときは延滞金を徴収金としない。

右月日までに税金及び督促手數料を知事(地方事務所長)に納付して下さい。若し右期限迄に税金及び督促手數料を完納しないときは直ちに財産差押處分を行います。

昭和年月日
(地方事務所長)事氏名印

第十號様式

用紙厚紙縦八厘横五厘
財產差押證票

表
縣稅滯納印
鳥取

第一號	昭和年月日交付
號	職名氏名
差押調書	裏
差押調書	昭和年月日交付

縣稅滯納處分による差押物件封緘(行吏員の印)
差押財產住所氏名
右通りの合計金記内の表示示
つき昭和年月日前記のもの財產をあたるものである
差押へたもの財產をあたるものである
昭和年月日
調書を作ること

注意(此の封緘を損壊したときは二年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處せられる)

この調書の謄本を受領致します
上記の差押物件を保管致します

住所氏名印

用紙厚紙縦八厘横五厘

第一號	昭和年月日交付
號	職名氏名
差押調書	裏
差押調書	昭和年月日交付

縣稅滯納處分による差押物件封緘(行吏員の印)
差押財產住所氏名
右通りの合計金記内の表示示
つき昭和年月日前記のもの財產をあたるものである
差押へたもの財產をあたるものである
昭和年月日
調書を作ること

注意(此の封緘を損壊したときは二年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處せられる)

この調書の謄本を受領致します
上記の差押物件を保管致します

住所氏名印

第十三號様式 用紙半紙

債權差押通知書

住 所 債務者 何 某

何 権 差押通知書

右債權者の滯納による縣稅金 督促手數料金

延滯金及び滯納處分費金 徴收のため昭和年月

日債務者より支拂いする金(又は金の内金)

を差押へるにつき昭和年月日迄に 知事(地方

事務所長)へ支拂はなければならない。

此の通知を受けた後債權者に對し支拂をして、その支拂は無効である。

右通知する

昭和年月日

住 所 知事(地方事務所長)事氏名印

住 所 同 某宛

備考一、債權者が官公署であるときは、その官公署長の官

氏名、法人であるときは法人の名を記入すること。

二、債權の目的が金錢以外のものであるときは、その名稱、數量、その他重要な事項を明記すること。

00130

第十五號様式 用紙適宜

公賣公告

住 所 債納者 何 某所有

一、公賣財產、看稱(數量、性質その他重要な事項)

二、公賣財產の所在

當市役所、町村役場(又は市町村大字番地何某方)

入札開札競賣の日時場所

昭和年月日午前(後)時(入札即時開札)(競賣)

場所、當市役所、町村役場(公賣財產の所在)

一、保證金の割合

一、代金納付の期限 昭和年月日

右昭和、年度縣稅滯納處分により差押をなした物件を

公賣にするから、希望者は現品(實地)熟覽の上、明治三十一年法律第二十號國稅徵收法及び昭和二十一年島取縣

條例第一、縣稅賦課徵收條例により入札(加入)されたい。

昭和年月日
島取縣
地方事務所

第十四號様式 用紙半紙

債權差押通知書

住 所 債利者 何 某

何 権 差押通知書

右昭和 年度縣稅滯納金 督促手數料金

滯納處分費金 徵收のため前記の財產を差押へた

のであります。

昭和年月日

住 所 知事(地方事務所長)事氏名印

住 所 同 某宛

(權利者)何 某

何 権 差押通知書

右昭和 年度縣稅滯納金 督促手數料金

滯納處分費金 徵收のため前記の財產を差押へた

のであります。

昭和年月日

住 所 知事(地方事務所長)事氏名印

住 所 同 某宛

何 権 差押通知書

右昭和 年度縣稅滯納金 督促手數料金

滯納處分費金 徵收のため前記の財產を差押へた

のであります。

昭和年月日

住 所 知事(地方事務所長)事氏名印

住 所 同 某宛

何 権 差押通知書

右昭和 年度縣稅滯納金 督促手數料金

滯納處分費金 徵收のため前記の財產を差押へた

のであります。

昭和年月日

住 所 知事(地方事務所長)事氏名印

住 所 同 某宛

何 権 差押通知書

右昭和 年度縣稅滯納金 督促手數料金

滯納處分費金 徵收のため前記の財產を差押へた

のであります。

第十七號樣式 用紙半領

計		收		入	算
		目	金	類	書
		圓		種	
				支	
計				目	
				金	
				額	
				圓	

第十九號

左側縦白へ送達する書類又はその寫を貼付すること

知
（地方事務所長）
（市町村長）

知事
（地方事務所長）
名印
滯納者 氏名宛

公
月
新
之
第

一、送達する書類の表示（別紙貼付の通り）

昭和年月日

卷之三

卷之三

三

卷之三

卷之三

昭和一年分營業純

吉業所本店

卷之三

卷之三

房の營業所の營業の頭の金收

卷之三

卷一百一十一

知事宛
（地方事務所長）
代表者氏名印

備考

書又は清算若しくは合併に關する計算書を添付すること。

二、清算純益の場合は第四の欄に合併又は解散の日を記載すること。

三、收入、経費欄は昭和二十二年四月一日内務省告示第八十五號により記載すること。

第二十一號様式

營業に關する申告

一、營業所の所在地

二、名稱

三、營業の種類及び種目

四、營業の開始、承繼、廢止

右申告致します

昭和 年 月 日

書又は清算若しくは合併に關する計算書を添付すること。

記載すること。
三、收入、經費欄は昭和二十二年四月一日内務省告示
第八十五號により記載すること。

營業に關する申告

三、營業の種類及び種目

右申告致します
昭和年月

知
營業所の所在地又は住所氏名
又は名稱代表者氏名
事宛

四

備考

一、二ヶ所以上營業所を有するものにあつては、營業所別に記載した内譯書を添付すること。

二、法人の場合は定款、財産目録、貸借対照表を添付すること。

備考 鐵業権移轉の場合は、本様式に準じて新舊鐵業者連署すること。

第二十三號様式

一、船種 船名
船舶に關する申告

二、船籍番號並びに登録年月日

三、總噸數

四、船籍港

五、主たる定繫場

六、所有年月日及び新造又は買受け等の別

七、取得價格

右申告致します

右申告致します

右申告致します

備考 申告書には船籍證書寫を添付すること。

二、申告事項及び納稅義務者の異動並びに納稅義務が消滅したときは、この申告に準じて申告すること。

第二十四號様式

車、貨物車)の區分により記載すること。

一、自動車の種別

二、用途

三、車輛番號並びに使用許可年月日

第二十五號様式

車、貨物車)の區分により記載すること。

用途は營業用(自家用)等の別を記載すること。

三、申告事項及び納稅義務者の異動並びに納稅義務が消滅したときは、この申告に準じて申告すること。

第二十六號様式

軌道に關する申告

一、主たる營業所又は事務所の所在地及び名稱

二、軌道の總延長

三、線路の起終点地

四、運輸開始の年月日

右申告致します

右申告致します

右申告致します

右申告致します

右申告致します

(地方事務所長)宛

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

右申告致します

右申告致します

右申告致します

昭和 年 月 日 氏 所

第三十五號様式

00139

納稅管理人設定(變更)申告

一、管理人の住所氏名

(變更の場合は新舊管理人の住所氏名)

二、管理する縣稅の種類及び納稅地

(變更の場合は新舊縣稅の種類又は納稅地)

三、設定(變更)年月日

右申告致します

昭和 年 月 日

住 所 氏 名 印

知 (地方事務所長) 事 宛

第三十六號様式

縦七欄八行

第 號

表 稅 檢 查 章

面 正 稽 職 氏 名

昭和年月日交付	鳥取縣	所屬關名
裏面	職氏	名

00140

◇鳥取縣條例第二十一號

昭和二十一年十月鳥取縣條例第十六號鳥取縣縣民稅賦課

徵收條例の一部を次のように改正する。

昭和二十一年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣縣民稅賦課徵收條例中改正條例

第一條 神社、寺院及び教會に對しては縣民稅を免除する。

第四條中「六十圓」を「百二十圓」に、「第四十八條ノ二」を「第四十五條に」に改める。

第五條中「前年度一月一日」を「七月一日」に、「一月末日」を「七月末日」に改める。

第七條中第四號を次のように改め第五號を削る。

四 所得稅(源泉徵收のものを除く)法人營業稅割賦
課總額の百分の三十

第十二條第一項を次のように改める。

第七條の家屋稅額及び地租額はその年度分の調定額、所得稅額(源泉徵收のものを除く)は前年度分の調定

この條例は公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年度分に限り第四條中「百二十圓」とあるのは「百八十圓」に、第五條中「七月」とあるのは「八月」

同、一五、同、同、同、田中、豊利
同、同、同、同、同、同、岸田、茂

◇鳥取縣告示第二百九十四號

昭和二十二年七月三日次のように定置漁業を免許した。

昭和二十二年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

二、免許番號 第六一〇號

昭和廿二年七月三日

三、漁業権者 岩美郡浦富町大字浦富一五三九

浦富町漁業會

四、漁場の位置

岩美郡浦富町大字牧谷地先

五、漁業種類名稱

定置漁業臺網類漁業がます網戸網

六、漁獲物の種類

かます、とびうを、しろいか
(方言)

七、漁業の時期

自四月一日 至六月三十日

八、漁業権存續期間

自昭和廿三年七月一日

九、條件又は制限

既に與えた免許を取消し又は條件制限を與することがある

◆鳥取縣告示第二百九十七號

昭和二十二年四月農林省令第二十八號鮮魚介配給規則第九條並第十六條の規定により次のようすに定め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、鮮魚介配給規則(以下規則といふ)第九條但書第一

項の規定により漁業者が自家用消費にて得る限度はこれを一日壹貫匁と定める。

二、規則第十六條但書第一項の規定により消費地域に搬入するもの、限度は、これを一日壹貫匁と定める。

但し公認出荷機關の發行せる水產物持出證明書を持つするものに限る。

◆鳥取縣告示第二百九十八號

物價統制令第五條第一項の規定により鳥取縣產陶器の販賣價格の統制額を次のようすに認可する。

昭和二十二年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第二百九十五號

家畜傳染病豫防法第七條の規定に依り左の區域内に飼養を施行するから、當該畜牛の所有者又は管理者は所定の日時及び場所に畜牛を牽付け注射を受けなければならぬ。

昭和二十二年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

注射月日 注射區域 注射場所 豫定頭數 牽付時刻

七月十一日 山上村 圓 山上村 三〇〇頭 自八時至十二時

◆鳥取縣告示第二百九十六號

昭和二十二年三月鳥取縣告示第百九號鳥取縣連合國進駐軍接收土地建物其の他評價委員會規程中次のようすに改正し公布の日から之を施行する。

昭和二十二年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條中「内務部長」を「總務部長」に改める。

一、認可を申請した者

東伯郡倉吉町河原町

鳥取縣製陶工業協同組合

理事長 森 田 利 基

二、認可した價格等の額

品種	規格	品質	生産者販賣量	販賣業者販賣量	價格の統制額	價格の統制額
かまと(六升)	外徑一尺以上	素燒	三七、八〇	五三、〇〇	五三、〇〇	五三、〇〇
同(五升)	一、三〇	同	三二、四〇	四五、三〇	四五、三〇	四五、三〇
同(四升)	一、二〇	同	二七、〇〇	三七、三〇	三七、三〇	三七、三〇
同(三升)	一、一〇	同	二二、六〇	三〇、二〇	二二、六〇	二二、六〇
同(一升半)	一、〇〇	同	一六、二〇	二二、六〇	二二、六〇	二二、六〇
同(一升半)	〇、九〇	同	一〇、八〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇
大和風呂	外徑〇、八三	同	一六、二〇	二二、六〇	二二、六〇	二二、六〇
同	〇、七五	同	一一、六〇	一七、六〇	一七、六〇	一七、六〇
火消壺	外徑一、〇〇	同	二六、一〇	三六、五〇	三六、五〇	三六、五〇
同	〇、八〇	同	一一、六〇	三〇、二〇	三〇、二〇	三〇、二〇
炮烙(大)	外徑一、二〇	同	一二、六〇	一七、六〇	一七、六〇	一七、六〇
同(中)	一、〇〇	同	九、〇〇	一二、六〇	一二、六〇	一二、六〇

本表における一級乃至二級のものゝ額は嵩取額價

格査定委員會の定めた證紙を貼附したもの、額度あつて、同證紙の貼附されていないものは税抜三級統

四、當該品種の最低規格に満たないもの、額は、當該

品種の最低寸法又は容量のものゝ税抜額を基準とし等級を定めた上寸法又は容量の比によつて算出した額ヒ、加税物品につゝては勿論税と加算する。

客とし、加税物品については物品税を加算する。
本表に示す一般均一(至三級)の賃料査定は、物賃査定表

官の定めた基準により鳥取縣價格査定委員會が行う。

四捨五入する

No. 6

證紙の貼付されてゐるものはその價格による。

力 本表中「かまと」については燃焼装置を施したもの
のは五割上げとする。

三 統制密審旅の田

昭和二十二年七月八日

一、本表價格は税込みの價格である。

等が一級に及ばないものは二級とし、税抜一級の統制額の一割下げ又二級に及ばないものは三級とし、税抜一級統制額の二割下げとするが、課税物品については物品税を加算する。

前項第一號に掲げる者は物價統制令第五條第三項の規定により、前項第一號に掲げる鳥取縣製陶工業協同組合の構成員以外の者が其の地區内においてなす同種の價格等の統制額とする。

鳥取縣公報
第千八百二十四號
昭和二十二年七月七日

(第三種郵便物認可) 四一